

芸術文化観光専門職大学 キャリアサポートセンター運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、キャリアサポートセンター運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 学生のキャリア形成支援及び就職支援に関する事項
- (2) 就職支援情報システムの開発、運用に関する事項
- (3) キャリア教育の推進に関する事項
- (4) 学生のキャリア形成支援及び就職支援に係る情報収集及び調査並びに分析に関する事項
- (5) 学生のキャリア形成支援及び就職支援に関する教職員の意識の啓発に関する事項
- (6) 学生のキャリア形成に関するカウンセリング等に関する事項
- (7) その他キャリアサポートセンターの業務を実施するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、学長が指名する者をもって構成する。(任期)

第4条 前条に定める委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、キャリアサポートセンター長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局教育企画部学務課において行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。